

寄付の取り扱いに係る指針

1. 目的

寄付は、寄付者本人の自由意思に基づくものであるとともに、寄付者の利益が優先されるものであってはならない。本指針は、寄付の強要、不当な資金の還流等の社会的疑惑を生じさせることのないよう、手続きの透明性を確保することにより、施設運営の適正化を図ることを目的とする。

2. 受入手続き

- (1) 寄付者から寄附申込書の提出を受けること。
- (2) 寄付者に対し領収書を発行するとともに、領収書の控えを保存すること。
- (3) 寄附申込書に記載された寄付目的により拠点区分を決定すること。
- (4) 寄付金台帳を作成し、寄付者、寄付日、寄付金額等を適切に管理すること。
- (5) 寄附申込書については、理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を得ること。

3. 寄付受入判断基準

- (1) 入所者
上記2の手続きにより、寄付を受け入れることができるものとする。
なお、寄付者が制限行為能力者であるときには、法定代理人、保佐人、補助人の同意を必要とする。
- (2) 家族・遺族
上記2の手続きにより、寄付を受け入れることができるものとする。
- (3) 入所前の入所希望者(家族を含む)
入所決定に疑惑を招くおそれがあるため、寄付を受け入れないものとする。
- (4) 後援会等の支援団体
団体の会員の自由選択に基づいて行われたものであり、上記2の手続きを行うことにより、寄付を受け入れることができるものとする。
- (5) 取引業者
上記2の手続きにより、寄付を受け入れることができるものとする。
ただし、当該業者との取引について便宜を図っていると疑惑を招くことのないよう、当該業者との契約の手続きの適正化・透明性を図ることとする。
- (6) その他の者
上記2の手続きにより、寄付を受け入れることができるものとする。

4. 寄付受入の辞退

次に掲げる者からの寄付申込については、寄付を受け入れないことができることとする。

- (1) 反社会的勢力や関係する団体等
- (2) 便宜供与、反対給付を期待していることが明らかな者
- (3) 寄付の使途等について、寄付目的以外に条件を付与する者

附 則

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。